



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認・2件（文化振興課）…………… 1

公 告

- 大規模小売店舗の変更の届出・5件（中小企業支援課）…………… 2
- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見（中小企業支援課）…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 5
- 開発行為に関する工事の完了・10件（中部土木事務所）…………… 5

正 誤

- 令和2年3月31日付け公報号外第23号中訂正…………… 7
- 令和2年3月31日付け公報号外第27号中訂正・3件…………… 8
- 令和2年3月31日付け公報号外第30号中訂正…………… 8

告 示

沖縄県告示第372号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和2年8月21日

沖縄県文化観光スポーツ部長 渡久地 一 浩

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和2年9月18日から同年11月3日まで
- 4 観覧料の額
令和2年度美術館企画展「稲嶺成祚展」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般	1,100円	880円
	大学生及び高校生	500円	400円
	中学生及び小学生	200円	160円

- 備考
- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
 - 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
 - 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
 - 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

沖縄県告示第373号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

令和2年8月21日

沖縄県文化観光スポーツ部長 渡久地 一 浩

- 1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館
- 2 指定管理者 一般財団法人沖縄美ら島財団 本部町字石川888番地
- 3 観覧料を承認した期間 令和2年9月8日から同年11月15日まで
- 4 観覧料の額
令和2年度博物館特別展「岩石－石ころから見える地球のダイナミズム－」

区分		観覧料の額（1人につき）	
		個人の場合	団体の場合
博物館施設	一般	1,100円	880円
	大学生	800円	640円
	高校生	500円	400円
	中学生及び小学生	無料	無料

- 備考
- 1 「一般」とは、「大学生」、「高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
 - 2 「大学生」とは、大学の学生その他これに準ずる者をいう。
 - 3 「高校生」とは、高等学校の生徒その他これに準ずる者をいう。
 - 4 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
 - 5 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和2年8月21日から同年12月21日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び名護市地域経済部商工・企業誘致課において縦覧に供する。

令和2年8月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン名護ショッピングセンター 名護市字名護見取川原4472番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 東住宅産業株式会社 名護市宇宇茂佐1703番地33 代表取締役 仲泊弘次
- 3 届出年月日 令和2年6月29日
- 4 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の住所
変更前 名護市宇為又87番地
変更後 名護市字名護見取川原4472番地
- 5 変更の年月日 平成26年12月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
(1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
(2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和2年8月21日から同年12月21日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び北中城村企画振興課において縦覧に供する。

令和2年8月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンモール沖縄ライカム 北中城村字ライカム1番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 代表取締役 岩村康次
- 3 届出年月日 令和2年4月15日
- 4 変更した事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 吉田昭夫
変更後 岩村康次
- 5 変更の年月日 令和2年3月1日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和2年8月21日から同年12月21日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び南風原町経済建設部産業振興課において縦覧に供する。

令和2年8月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン南風原ショッピングセンター 南風原町字宮平264番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地1 代表取締役 佐方圭二
- 3 届出年月日 令和2年6月29日
- 4 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
変更前 末吉康敏
変更後 佐方圭二
 - (2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
変更前 末吉康敏
変更後 佐方圭二
- 5 変更の年月日 平成29年3月18日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和2年8月21日から同年12月21日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び名護市地域経済部商工・企業誘致課において縦覧に供する。

令和2年8月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン名護ショッピングセンター 名護市字名護見取川原4472番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 東住宅産業株式会社 名護市宇宇茂佐1703番地33 代表取締役 仲泊弘次
- 3 届出年月日 令和2年6月29日
- 4 変更しようとする事項 荷捌き施設において荷捌きを行うことができる時間帯
変更前 午前6時から午後10時まで
変更後 24時間
- 5 変更する年月日 令和2年6月30日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、令和2年8月21日から同年12月21日までの間、沖縄県商工労働部中小企業支援課及び南風原町経済建設部産業振興課において縦覧に供する。

令和2年8月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオン南風原ショッピングセンター 南風原町字宮平264番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 イオン琉球株式会社 南風原町字兼城514番地1 代表取締役 佐方圭二
- 3 届出年月日 令和2年6月29日
- 4 変更しようとする事項 荷捌き施設において荷捌きを行うことができる時間帯
変更前 午前6時から午後10時まで
変更後 24時間
- 5 変更する年月日 令和2年6月30日
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
 - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
 - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部中小企業支援課に提出すること。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）沖縄・豊崎タウンプロジェクト 豊見城市字豊崎3番35ほか2筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 大和ハウス工業株式会社 大阪府大阪市北区梅田三丁目3番5号 代表取締役 芳井敬一
- 3 法第8条第1項の規定による豊見城市の意見の概要 意見なし

- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 令和2年8月21日から同年9月21日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部中小企業支援課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年8月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年7月1日 沖縄県指令土第504号、令和2年7月17日 沖縄県指令土第429号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字津覇上前原787番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字津覇124番地 田口綾子
- 5 検査済証番号 令和2年7月31日 第4676号
- 6 工事完了年月日 令和2年7月27日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年8月21日

沖縄県中部土木事務所長 謝 花 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年10月16日 沖縄県指令中土第3024号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字登又添石袖花原255番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市愛知三丁目10番7-208号オアシスREN 大嶺優作
- 5 検査済証番号 令和2年5月20日 C第454号
- 6 工事完了年月日 令和2年3月26日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年8月21日

沖縄県中部土木事務所長 謝 花 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年2月21日 沖縄県指令中土第512号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字津覇寺原532番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字当間967番地コーポアンリー301号 呉屋龍彦
- 5 検査済証番号 令和2年5月25日 C第455号
- 6 工事完了年月日 令和2年5月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年8月21日

沖縄県中部土木事務所長 謝 花 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年10月21日 沖縄県指令中土第1439号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字登又屋宜後原95番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字南上原756番地ガーデンヒルズ・HIRO403号 長嶺整

- 5 検査済証番号 令和2年5月25日 C第456号
6 工事完了年月日 令和2年5月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年8月21日

沖縄県中部土木事務所長 謝 花 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年7月29日 沖縄県指令中土第1377号
2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字新垣上原83番
3 公共施設 なし
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市我如古四丁目4番2-618号丸吉アパート 仲松俊、宜野湾市我如古四丁目4番2-618号丸吉アパート 内嶺彰乃
5 検査済証番号 令和2年6月4日 C第457号
6 工事完了年月日 令和2年5月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年8月21日

沖縄県中部土木事務所長 謝 花 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年12月27日 沖縄県指令中土第1500号
2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字翁長河良田889番11の一部及び889番11地先
3 公共施設 なし
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字我謝241番地の75（グレイスハイムにしはら301号）西平誠
5 検査済証番号 令和2年6月5日 C第458号
6 工事完了年月日 令和2年5月14日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年8月21日

沖縄県中部土木事務所長 謝 花 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年12月28日 沖縄県指令中土第3647号
2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字屋宜原東前原798番
3 公共施設 なし
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市普天間二丁目4番10-301号サンライズかりゆし 米須清隆
5 検査済証番号 令和2年6月5日 C第459号
6 工事完了年月日 令和2年5月21日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年8月21日

沖縄県中部土木事務所長 謝 花 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年11月28日 沖縄県指令中土第1466号
2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字北浜検地原331番3
3 公共施設 なし

- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南城市佐敷字新開1番地315県営新開団地8-201 内間トシ子
- 5 検査済証番号 令和2年6月19日 C第460号
- 6 工事完了年月日 令和2年6月10日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年8月21日

沖縄県中部土木事務所長 謝 花 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年11月5日 沖縄県指令中土第3290号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 中城村字泊前原410番7及び416番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中城村字南上原355番地メゾン・ラフォーレ103号 島袋友貴
- 5 検査済証番号 令和2年6月30日 C第461号
- 6 工事完了年月日 令和2年6月17日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年8月21日

沖縄県中部土木事務所長 謝 花 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年1月28日 沖縄県指令中土第252号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字呉屋上原383番8
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字翁長705番地（新垣アパート2-1号） 久高友作
- 5 検査済証番号 令和2年7月3日 C第462号
- 6 工事完了年月日 令和2年6月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和2年8月21日

沖縄県中部土木事務所長 謝 花 勉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年8月20日 沖縄県指令中土第1388号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字津花波162番3
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字嘉手苺133番地の1（プロニティK102号） 与那嶺工
- 5 検査済証番号 令和2年7月7日 C第463号
- 6 工事完了年月日 令和2年6月22日

正 誤

令和2年3月31日付け公報号外第23号掲載の「沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則（沖縄県規則第21号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
6	上から23	沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則	沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例施行規則

令和2年3月31日付け公報号外第27号掲載の「沖縄県病院事業局組織規程等の一部を改正する規程（沖縄県病院事業局管理規程第3号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
3	上から8	第1条の表	別表第1

令和2年3月31日付け公報号外第27号掲載の「沖縄県病院事業企業職員給与規程の一部を改正する規程（沖縄県病院事業局管理規程第5号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
19	下から19	第29条の見出し及び同条	第29条

令和2年3月31日付け公報号外第27号掲載の「沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（沖縄県病院事業局訓令第3号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
111	下から11	嘱託員等	嘱託員

令和2年3月31日付け公報号外第30号掲載の「沖縄県病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（沖縄県規則第36号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
5	下から10	看護師等	又は看護師等
5	下から10	看護師及び	又は看護師及び

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)
---	--